

京都市動物園条例の一部を改正する条例(平成22年3月26日京都市条例 55 号)

(文化市民局動物園)

京都市動物園の休園日を変更するとともに、入園料を改定するため、次のとおり京都市動物園条例を改正することとしました。

1 休園日の変更

改正前	改正後
月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月3日まで及び12月28日から同月31日まで	月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日，1月2日又は同月3日（以下「休日等」という。）に当たる場合においては、その日後最初に到来する休日等でない日）並びに同月1日及び12月28日から同月31日まで

2 入園料の改定

(1) 一般の入園料を次のとおり改定するとともに、中学生の生徒の区分を廃止します。

区 分	単 位	入 園 料		
		改 正 前	改 正 後	
一 般	個 人	1 回	円 500	円 600
		1 年	2,000	2,400
	団 体	1 回	400	500

(2) 入園料を徴収しない者の範囲を次のとおり拡大します。

改正前	改正後
学 齡 に 達 し な い 者	15歳に達する日以後の最初の3月3
小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）の児童	1日までの間にある者
本市の区域内の中学校（中等教育学校の前期課程，特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。）が行う団体入園に係る当該中学校の生徒	

この条例は、平成22年4月1日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成22年3月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第55号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第2条中「1月4日」を「1月2日」に改め、「規定する休日」の右に「1月2日又は同月3日」を加え、「休日」を「休日等」に、「到来する休日」を「到来する休日等」に、「1月1日から同月3日まで」を「同月1日」に改める。

第4条第2項第1号を次のように改める。

(1) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

第4条第2項第2号中「又は小学校」を「小学校（特別支援学校の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。）又は中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び中学校に相当する各種学校を含む。）」に改め、同項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

区 分	単 位	入 園 料（1人につき）
個 人	1 回	600 ^円
	1 年	2,400
団 体	1 回	500

備考 「団体」とは、30人以上のものをいう。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(文化市民局動物園)